

仕 様 書

雑がみ等売払いについて、売主である札幌市を「発注者」とし、買主を「受注者」として、次のとおり仕様を定める。

1 売払い品

発注者が収集・選別し、圧縮処理された雑がみ規格外品又は主要古紙を、受注者は、発注者の指示に従いその全量を引き受けるものとする。

(1) 雑がみ規格外品 370.0 トン/月 (予定)

(2) 主要古紙 19.0 トン/月 (予定)

※ 収集量により売払い量は増減することがある。

2 契約期間

令和7年9月1日から令和7年9月30日まで

3 売払い品規格等(概数)

引渡場所	圧縮寸法 (m)	重量 (kg)
雑がみ規格外品 (主要古紙及び不適物除去後のプレスブロック)	1.0×1.1×2.0	1,000
主要古紙 (新聞・雑誌・段ボール混合プレスブロック)	1.0×1.0×2.0	1,000

各品目の標準品質規格は別紙1による。

【参考写真】



雑がみ規格外品



主要古紙

4 引渡し場所

中沼雑がみ選別センター (札幌市東区中沼町45-19)

5 引渡し期間等

(1) 引渡し期間

令和7年9月1日から令和7年9月30日まで

(ただし、原則として土曜日、日曜日は引渡しを行わない。)

(2) 積込み時間

午前9時00分から午後5時00分まで

(ただし、発注者の都合により積込み時間を変更する場合がある。)

(3) 引渡し頻度

雑がみ規格外品 週に4～5回程度

主要古紙 月に1～2回程度

いずれも、詳細は発注者の指示に従うこと。

6 搬出

受注者は、次の事項に従い、発注者が指定する日時に、中沼雑がみ選別センターの運転に支障がないように、速やかに売払い品を搬出すること。

(1) 積込み作業

売払い品の積込みは、発注者が行うものとする。

(2) 有資格者の派遣

受注者は、搬出にあたる作業従事者（運転手等）について、大型免許等法規上の有資格者を派遣するとともに、作業従事者に対する労働安全衛生管理を適切に行うこと。

(3) 搬出車両

受注者は、搬出にあたっては、積載量20トン程度の車両で搬送を行うこと。

(4) 作業の代行

受注者は、搬出の作業を委託業者に代行させる場合、その作業状況を監理・監督すること。

(5) その他

① 受注者は、搬出にあたっては、汚水及び臭気に十分注意をするとともに、必要な対策をとること。

② 受注者は、搬出にあたっては、発注者と十分に打ち合わせを行うとともに、その指示に従うこと。

7 数量の確認

(1) 売払い量は、搬出時に中沼雑がみ選別センターの計量所において簡易計量を行った後に、受注者が搬入した再資源化施設又は積替施設の計量所において計量し確認する。

(2) 計量時に発行された計量伝票は、発注者と受注者の双方が所持するものとする。

8 売買代金

(1) 契約単価

契約単価に、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てするものとする。

(2) 搬出量

合計搬出量に、100kg未満の端数が生じた場合は、切り捨てするものとする。

(3) 売買代金

売買代金に、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てするものとする。

(4) 納入方法

- ① 発注者は、前条により計量した契約期間中の搬出実績数量に基づき、翌月に受注者に対して納入通知書を送付する。
- ② 受注者は、発注者が発行した納入通知書により、指定期日までに売買代金を納入すること。

9 環境負荷低減に関する事項

- (1) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 電気・水道等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (3) 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、次の事項に留意すること。
 - ① 極力、低公害車等環境に負荷の少ない車両を使用すること。
 - ② 環境に負荷の少ない運転をすること。
 - ③ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
- (5) 本業務の履行において使用する商品・材料等は、極力環境に配慮したものを使用すること。

10 その他

- (1) 雑がみ規格外品及び主要古紙の搬出及び再資源化に向けた処理については、信義をもって誠実に行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

11 担当

札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課

電話 011-211-2928 (担当：高橋)

標準品質規格

I. 規定

1. 適用範囲

本規格は、中沼雑がみセンターで選別し、売却される主要古紙（新聞・雑誌・段ボール混合プレス品）、雑がみ規格外品の売払いにおける品質基準について規定するものである。

2. 品質

売払い品の品質は、本規格のⅡ. 標準品質規格表の定義によるものとする。

3. 定義

- 新聞、雑誌、段ボールとは、公益財団法人古紙再生促進センターの定める古紙標準品質規格の“新聞”、“雑誌”、“段ボール”をいう。
- 雑がみとは、札幌市が家庭から収集する“雑がみ”をいう。
- 雑がみ規格外品とは、“雑がみ”から次項の禁忌品を取り除いたものをいう。

3. 禁忌品

禁忌品はA類、B類、C類に区分する。

A類：製紙原料とは無縁な異物で次のものをいう。

- 1) ビニール袋
- 2) 可燃ごみ
- 3) 不燃ごみ

B類：製紙原料に混入することが好ましくないもので次のものをいう。

- 1) 匂いのついた紙（紙製の洗剤容器、線香の紙箱など）
- 2) 汚れた紙
- 3) 缶ビールのマルチパック

C類：製紙原料として使用した場合に製品の白色度に影響を及ぼすもので次のものをいう。

- 1) ラップ・ペーパーの芯
- 2) その他茶色い紙

4. 荷姿

原則としてプレス梱包品とする。風袋に禁忌品を使用しないものとする。ただし、梱包のための紐、鉄線等はこの限りではない。

Ⅱ．標準品質規格表

1．主要古紙（新聞・雑誌・段ボール混合プレス品）

1）禁忌品の混入

- (1)禁忌品A類 … 次の比率を超えないものとする 1.0%
- (2)禁忌品B類 … 次の比率を超えないものとする 1.0%
- (3)禁忌品C類 … 次の比率を超えないものとする 1.0%

2）水分の許容水準は次の率を超えないものとする 12.0%

2．雑がみ規格外品

1）禁忌品の混入

- (1)禁忌品A類 … 標準品質としては、次の比率とする 1.2%
ただし、次の比率を超えないものとする 2.0%
- (2)禁忌品B類 … 標準品質としては、次の比率とする 1.2%
ただし、次の比率を超えないものとする 2.0%
- (3)禁忌品C類 … 標準品質としては、次の比率とする 2.6%
ただし、次の比率を超えないものとする 4.0%

2）雑がみ以外の銘柄品の混入

- (1)段ボール … 標準品質としては、次の比率とする 2.4%
ただし、次の比率を超えないものとする 3.6%
- (2)新聞・雑誌 … 標準品質としては、次の比率とする 3.4%
ただし、次の比率を超えないものとする 5.0%

3）水分の許容水準は次の率を超えないものとする 12.0%